



島根県報

平成22年 8 月13日 (金)

号外 第 143 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第523号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	本庄福富松江線	松江市本庄町76番3地先から同77番2地先まで	前	メートル 8.85～ 8.95	メートル 116.40	松江県土整備事務所 歩道拡幅
			後	8.85～ 9.45	116.40	
"	久利五十猛停車場線	大田市大屋町鬼村字向釜田75番1地先から同町大国字カジャ垣内4130番地先まで	前	3.00～ 10.00	315.00	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.00～ 31.00	310.00	
"	波佐匹見線	益田市匹見町匹見イ1545番地先から同1544番3地先まで	前	10.90～ 22.90	260.00	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	28.20～ 133.70	235.60	
"	海士島線	隠岐郡海士町大字福井429番14地先から同420番13地先まで	A	4.00～ 11.00	150.00	隠岐支庁県土整備局 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 事業用地と交換
			B	10.00～ 27.00	140.00	
			後 B	10.00～ 27.00	140.00	
"	"	隠岐郡海士町大字福井419番13地先から同394番7地先まで	A	7.00～ 10.00	135.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 事業用地と交換
			B	13.50～ 26.00	110.00	
			後 B	13.50～ 26.00	110.00	

島根県告示第524号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	馬潟港線	松江市八幡町字灘大土手外795番5地先から同番6地先まで	メートル 18.00	平成22年 8月13日	松江県土整備事務所	
〃	久利五十猛停車場線	大田市大屋町鬼村字向釜田75番1地先から同町大國字カジャ垣内4130番地先まで	310.00	平成22年 8月13日	県央県土整備事務所大田事業所	